勝央町介護保険事故報告事務取扱要領

（指定地域密着型サービス及び指定第１号事業所に係るもの）

第１　この要領の対象となる事業者及び介護保険サービス

　　　地域密着型サービス事業者及び第１号事業者（以下「事業者」という。）が行う地域密着型サービス、第１号訪問介護サービス及び第１号通所介護サービス（以下「サービス」という。）とする。

第２　報告の範囲

　　　事業者が当町に報告しなければならない事故は、次の各号に掲げるものとする。

1. サービス提供中に利用者が負傷、死亡又は失踪したとき
2. 「サービス提供中」とは、送迎中を含む、サービスを提供している時間帯のすべてを含むものとする。認知症対応型共同生活介護においては、入所から退所までを「サービス提供中」とする。
3. 「死亡」とは、サービス提供中に発生した事故による死亡のことをいう。
4. 「負傷」とは、通院・入院を問わず医師の保険診療を要したものをいう。
5. 「失踪」とは、サービス提供中に利用者の所在が1時間以上不明になった場合、又は利用者が事業者に申告することなくサービス提供施設の敷地外に出た場合をいう。
6. 感染の防止の観点から対策が必要な疾患の発生が認められた場合又は発生したと疑われる場合
7. 緊急に医師の保険診療を要した場合
8. 従業員の法律違反又は不祥事等利用者の処遇に影響がある場合
9. 本人又は家族等からの苦情の申出等、事業者において報告が必要と認める場合
10. 火災、震災、風水害等の災害により、介護サービスの提供に影響する重大な事故が発生した場合
11. その他当町が報告を求めた場合

第３　報告の手順

1. 事業者は、第２に定めた事故が発生したときは、「事故報告書」（報告様式）内の１～５の項目までについて記載し、事故発生日から起算して５日以内に、第１報を当町健康福祉部（以下「健康福祉部」という。）に提出しなければならない。
2. 報告様式は、原則電子メールによる提出によるものとする。電子メールでの提出が困難な場合は、郵送又は持参により健康福祉部に提出するものとし、ＦＡＸによる提出は、これを認めないものとする。
3. 事業者は、第１報提出後からおおむね２週間以内に、第１項に規定する報告様式による第２報を健康福祉部に提出しなければならない。この場合第２報は、第１報の記載内容に加え、「事故報告書」（報告様式）内の５～９の項目のすべての欄を記入し提出することとする。ただし、第１報の時点で当該事故が完結しているときは、第１報提出時に報告様式のすべての欄を記入して提出することにより、第２報を省略することができる。
4. 第２報の時点において当該事故が完結せず長期化する見込みの場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載することとし、完結するまでの間は、任意様式により適宜報告し、完結後において最終報告するものとする。
5. 事業者は、必要に応じて当町から求められた資料を提出するものとする。

第４　公表等

1. 当町は、事故報告を取りまとめ、必要に応じ啓発等を行い、もって今後の事業者の事故防止に資するものとする。
2. 当町は、事業者の事故発生に係る対応に関し、次の各号の一に該当すると認められるときは、事業者名および事故内容について公表することができるものとする。
3. 事業者が事故発生を隠蔽した場合
4. 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
5. その他利用者保護のため、当町が必要と認めた場合

　　付則

　この要領は、令和元年　８月　１日から施行する。

　　附則２

　この要領は、令和３年　９月　１日から施行する。